

[事案 2020-321] 配当金（祝金）等支払請求

・令和3年7月7日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に、募集人から説明があった金額での配当金（祝金）等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年11月に契約した学資保険について、以下の理由により、募集人の説明どおりの配当金（祝金）を支払ってほしい。

- (1) 加入時、募集人は提案書を示して、満期時には祝金据置累計額および満期祝金の合計額約300万円を受け取ることができることを説明したため、契約した。募集人は、他社と同じような保険であると言って勧誘し、祝金の受け取り方法について、設計書に記載のある「据置コース」か「受取コース」のどちらか一方だけであることを説明しなかった。
- (2) 何があってもよいように、子供の大学進学に合わせた金額を用意することを決めており、募集人に対しても、約300万円受け取れることを何度も確認した。実際に、第一子および第二子は他社の学資保険に加入しており、満期時に約300万円を受領している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時、募集人は申立人に対し、提案書の記載に従って、「こども祝金」については受取りまたは据置きを選ぶことができること、「こども祝金を全て据え置く」場合と「こども祝金を全て受け取る」場合の満期時の受取額をそれぞれ説明した。
- (2) 募集人は、申立人から、子供の進学時に用意したい金額の希望や、他社にて加入している学資保険の内容の詳細を聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が説明したとされる配当金（祝金）等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。